

議会 レポート

町議会第3回定例会(9月議会)が、9月9日から9月25日までの17日間の会期で開かれ、14件の議案の審議が行われました。

平成24年度決算の認定

- ◆平成24年度寄居町一般会計歳入歳出決算
 - ◆平成24年度寄居町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - ◆平成24年度寄居町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - ◆平成24年度寄居町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - ◆平成24年度寄居町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - ◆平成24年度寄居町水道事業会計利益の処分及び決算
- ↓6議案とも原案を認定
- 説明 会計別の決算額は別表①のとおりです。また、平成24年度決算については、本誌2頁からの特集の記事をご覧ください。

- ◆平成25年度補正予算
- ◆平成25年度寄居町一般会計補正予算(第1号)
- ◆平成25年度寄居町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ◆平成25年度寄居町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- ◆平成25年度寄居町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - ◆平成25年度寄居町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- ↓5議案とも原案どおり可決
- 説明 補正額は別表②のとおりです。

条例の一部改正

- ◆寄居町税条例の一部改正
 - ◆寄居町国民健康保険条例の一部改正
- ↓2議案とも原案どおり可決
- 説明 地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、規定の整備をするものです。

その他の議案

- ◆損害賠償の額を定めることについて
- ↓原案どおり可決



問い合わせ／議会事務局(☎581・2121内線340)へ。

募集します!

寄居町職員

町では、次により町職員を募集します。

職種・募集人員／一般事務職・若干名

受験資格／昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方

試験期日／第1次試験 平成26年1月18日(土)、第2次試験 2月上旬から中旬を予定

応募要領／応募書類に必要事項を記入し、受付期間内に提出してください。応募書類等は、12月2日(月)から総務課、または男衾・用土両連絡所で配布します(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分。ただし連絡所は午後5時まで)。

受付期間／12月24日(火)～27日(金)午前8時30分～午後5時15分。郵送の場合は12月27日(金)必着としますのでご注意ください。

受付場所／役場2階・201会議室隣

問い合わせ／総務課(☎581・2121内線311、312)へ。



別表① 平成24年度会計別決算額 単位：円

会計名	歳入	歳出	
一般会計	10,890,556,110	10,426,162,823	
特別会計	国民健康保険	4,437,011,739	4,356,052,238
	後期高齢者医療	310,257,269	306,789,405
	下水道事業	457,885,140	446,387,937
	農業集落排水事業	90,915,859	85,111,970
水道事業会計	収益的収支	871,405,480	792,703,762
	資本的収支	179,136,000	432,291,039

別表② 平成25年度会計別補正予算内訳 単位：千円

区分	補正前の額	補正額	総額
一般会計	10,525,603	122,716	10,648,319
国民健康保険特別会計	4,518,217	67,377	4,585,594
後期高齢者医療特別会計	310,284	3,467	313,751
下水道事業特別会計	529,155	2,137	531,292
農業集落排水事業特別会計	83,258	736	83,994

年金 あなこれ

国民年金保険料控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象で、過去の年度分や追納保険料なども含まれます。

この「社会保険料控除」を受けるには、保険料を納めたことを証明する書類を添付しなければなりません。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が次のとおり送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

○11月に送付される方／1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

○2月に送付される方／10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付された方

問い合わせ／熊谷年金事務所(☎581・522・5012)、保険年金課(☎581・2121内線112)へ。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただけますので、あらかじめご了承ください。

募集します! 青年就農給付金受給希望者

青年就農給付金(準備型)

県では、新規就農総合支援事業に基づく青年就農給付金(準備型)の受給希望者を募集します。県が認めた研修機関(埼玉県農業大学校、先進農家等)で就農に向けた研修を受ける方は最長2年間、一人当たり年間150万円の給付を受けることができます。申請には一定の要件を満たす必要がありますので、申請される方は事前にご相談ください。詳しくは県のホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/syunoukyuhukin.html>)をご覧ください。

受付期限／11月22日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

その他／原則、申請書が受理された方等を対象に面接を行います。給付金は予算の範囲内で給付するため、要件をすべて満たしていても給付されない場合があります。

申し込み・問い合わせ／大里農林振興センター新規就農・法人化担当(熊谷市久保島1373-1、☎048・526・2210)へ。

青年就農給付金(経営開始型)

45歳未満で農業経営を開始し、国が定める要件を満たす方は、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、一人当たり年間150万円の給付を受けることができます。申請には一定の要件を満たす必要がありますので、申請される方は事前にご相談ください。詳しくは農林水産省のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html)をご覧ください。

受付期限／11月22日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

その他／給付金は予算の範囲内で給付するため、要件をすべて満たしていても給付されない場合があります。

申し込み・問い合わせ／農林課(☎581・2121内線401)へ。